

○財務省告示第百六十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十一年四月三日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十一年五月十一日

財務大臣 与謝野 馨

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（五年）（第八十一 回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行	額面金額で百五十一億三千七百 七十五万円	七百七十五万円	八百五十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成二十一年四月三日	額面金額百円につき百円五十四 銭

十一
十二

の 経 利
払 過 子
込 込 率
み 込 子 率

(一) 年〇・八パーセント
に 各 募 集 取 扱 機 関 は、払 込 金 額
に 加 え、次 の 算 式 に よ り 算 出
し た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す
る 期 日 に 払 い 込 む も の と す
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{14}{365}$$

(二) 発行時において、その利子
に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ
れ る も の と し て 振 替 口 座 簿
中 の 口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ
れ る も の に つ い て は、前 記
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額
か ら 当 該 金 額 に 百 分 の 二 十
を 乗 じ た 金 額 (た だ し、当 該
国 債 を 発 行 時 に お い て 取 得
す る 者 が 非 居 住 者 又 は 外 国
法 人 で あ る 場 合 に は、前 記
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額
に 当 該 非 居 住 者 又 は 外 国 法
人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税 の
税 率 を 乗 じ た 金 額) を 控 除 す
る こ と が で き る。

十三
初期利子

平成二十一年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.8}{1} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利息以て、毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する

第十五 償還期限 平成二十六年三月二十日

第十六 償還金額 額面金額 百円につき百円

第十七 元利支所 日本銀行

第十八 払込期日 平成二十一年四月三日